

給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月30日

香川県人事委員会委員長 柳 瀬 治 夫

香川県人事委員会規則第7号

給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の特別調整額に関する規則（昭和28年香川県人事委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第1（第1条関係）			別表第1（第1条関係）		
組織	職	区分	組織	職	区分
知事の事務部局	略	略	知事の事務部局	略	5種
	略		子ども女性相談センター西部子ども相談センター所長		
	略		略		
	略	略	略	子ども女性相談センター西部子ども相談センター次長	6種
	略		略		
	略		略		
略			略		
警察の事務部局	サイバー・情報管理局長 人身安全統括監 高松南警察署長	略	警察の事務部局	<u>地域監</u> サイバー・情報管理局長 高松南警察署長	2種
	略		略		
	略	略	略	犯罪被害者支援室長	5種
	略		<u>企画室長</u>		
	略		監査室長		
	略		<u>機動警察隊長</u>		
略	略	略	自動車警ら隊長		
略	略	略	略		

略

略

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。